

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名
	区分	分野							
107	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	社会資本整備総合交付金の自転車関連事業の整備地区要件に「自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画で定めている区域」を追加	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)における自転車関連事業の整備地区要件に、「自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画で定めている区域」を追加する。	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)の対象事業である自転車関連事業(駐輪場整備、シェアサイクル事業)については、整備地区要件として、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画等の計画を策定している区域等が定められている。一方で、自転車関連施策に関し地方公共団体は、平成29年に施行された自転車活用推進法に基づき、自転車通行空間、駐輪場、シェアサイクル等自転車関連施策が総合的に盛り込まれた国の自転車活用推進計画を勘案し、自転車活用推進計画を策定しているところであり、当市も令和3年3月に策定したところであるが、社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)の整備地区要件には、自転車活用推進計画を定めている区域は含まれていない。当市では立地適正化計画で定める区域で行う事業について、当該交付金を活用しているところであるが、自転車関連事業について、都市再生特別措置法に基づき策定した立地適正化計画で定められた区域等が当該事業の対象となる一方、自転車活用推進法に基づき策定した自転車活用推進計画で定めている区域が対象とならないのは不合理である。したがって、自転車ネットワーク計画と一体的に策定している場合など一定の具体性のある施策を自転車活用推進計画で定めている場合は、その施策を定めている区域について、社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)の整備地区要件に追加するべきである。	自転車施策の一体的な実施や国費の効率的・効果的な活用につながる。また、地方版自転車活用推進計画の策定率向上も期待でき、全国的な自転車活用推進にも資すると考える。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(8)	国土交通省	熊本市
159	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(セーフティネット住宅)の家賃低廉化に係る国庫補助の対象期間に関する要件の撤廃及び補助総額の増額	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(以下、「セーフティネット住宅」という)の家賃低廉化に係る国庫補助が受けられる期間については、補助要綱上「管理開始から10年以内(家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあっては、20年以内で地方公共団体が定める期間)のもの」とされているが、高齢者世帯等に限るなど一定の要件をかけた上で、当該期間に関する要件を撤廃するとともに、補助総額(現行:国240万)の増額を求める。	セーフティネット住宅は、今後、公営住宅の老朽化が進んでいく中で、民間賃貸住宅のストックを活用し、要配慮者のための住宅を確保するという観点で非常に有用であると考え。現行制度では、地方公共団体が賃貸人に家賃低廉化補助を行う場合に国庫補助が受けられるが、補助要綱上その期間は、「管理(補助)開始から10年(20年)以内」とされている。この場合、当該補助期間の終盤に入居する者は、短期間しか家賃低廉化補助を受けることができず、それ以降は入居者負担が大きくなるため、実質的には入居を勧めづらくなる。また、要配慮者は、家賃低廉化補助を受けた物件を渡り歩くことも可能であるが、同一生活圏にタイミング良く補助期間が十分残った物件があるとは限らず、高齢者世帯や障がい者世帯に、家賃低廉化補助のある住宅を求めて何度も転居をさせることは、居住の安定確保を図る上で合理的か疑問がある。したがって、現在の家賃低廉化の補助期間・補助総額は、セーフティネット住宅が公営住宅対象世帯の安定的な受け皿として機能する上で、支障となっていると考え。	セーフティネット住宅の家賃低廉化補助については、住宅の管理期間による画一的な運用ではなく、住宅確保要配慮者や地域の実情に即した運用を可能とすることで、地方公共団体がセーフティネット住宅制度を導入しやすくなり、民間賃貸住宅ストックが公営住宅を補完する「持続可能な住宅セーフティネットの構築」が図られる。	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条	国土交通省	徳島県、香川県、愛媛県

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
107	盛岡市、横浜市、川崎市、福井市、長野県、たつの市	—	<p>今回の提案事業である「都市・地域交通戦略推進事業」は、徒歩・自転車・公共交通など多様なモードの連携が図られた、公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムの整備を支援しているものであり、「都市・地域総合交通戦略」や「立地適正化計画」等、都市の将来像や交通体系全体に関する計画の策定を要件としている。</p> <p>本事業においては、総合的な交通体系を確立するための一つの要素として自転車施策へ支援しているところであるが、今回の提案のような、自転車に特化した計画において位置付けられている地区といった限定的な要件を追加することは、本制度の趣旨からしてふさわしくないものと考えられる。</p> <p>以上より、提案のように、「自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画で定めている区域」を本事業の地区要件に追加することは適さないと認識している。</p>
159	川崎市、相模原市、長野県、和歌山県、美馬市、上板町、高松市、高知県、熊本市、沖縄県	—	<p>○住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するためには、公営住宅の適切な供給に加え、公的賃貸住宅の供給やセーフティネット登録住宅等の民間賃貸住宅への円滑な入居支援等を一体的に推進し、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットを整備することが必要であり、その構築に当たっては、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国においては、地方公共団体の取組みに対して、必要な支援等を実施することとしている。</p> <p>○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃低廉化については、地方公共団体の取組み(補助対象期間や補助総額)に関する制限や制約は設けておらず、地方公共団体の取組みに対する国の支援において、国の予算に限りがあることや支援が真に必要な者への支援となるよう、支援対象や補助対象期間、補助総額などを設定しているものであり、地方公共団体において地方の実情やニーズに応じて国の支援制度を活用できるよう、補助対象期間(最大20年)や補助限度額の引上げ(最大4万円)などの措置を講じているところである。</p> <p>○なお、真に住宅に困窮する低額所得者に対しては、公営住宅法第3条に基づき、公営住宅を適切に供給する必要があるが、民間賃貸住宅を活用して公営住宅を供給することも可能である。</p> <p>(参考)公営住宅法 (公営住宅の供給) 第3条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。</p>